

## 本日（7/1）より実施…「出勤点呼」の変更について 現場社員に不払労働をさせるな！

本日7月1日より、運転職場では「出勤点呼の変更」が行われます。これまでは出勤点呼時の貸与品授受やアルコール検査を当直と対面で行っていましたが、本日より「出勤確認」と名称を変え、内容的にも貸与品授受やアルコール検査を社員が各自で行う方法に変更されます。運転士や車掌には「執務基準」があり、その中で点呼執行方法などが詳細に定められていますが、当直を介さずにいわゆる「セルフサービス化」されることでその「執務基準」の内容変更が行われるほどの大掛かりなものです。

「今までは準備時間に出勤点呼の時間が入っており、その時間を前倒しするので超勤にならないのではないのか？」との声もあります。労働時間に含まれていたからこそ、時間外で業務（出勤確認）を行うシステムができれば実質的拘束時間延長になりますし、不払労働（サービス労働）の温床となり得るのです。



イメージとしては上記の図の通りです。勤務開始前の「出勤確認」時間に貸与品授受とアルコール検査を行うということです。アルコール検査は国土交通省の指示で行われているものであり、検査を行わなければ乗務を許可しない＝強制である＝労働時間です。しかし、会社は「出勤時間前のアルコール検査は会社の指示ではなく社員の意志である。」と主張し、労働時間にカウントせずに済ませ、現場社員に不払労働を強要させようとしています。

今回の事象はアルコール検査を行うタイミングの問題ではありません。不払労働を強要させようとする「会社の労働時間管理に関わる問題」です！また、余裕を持って出勤し準備をしている中で、「アルコール検査は強制するものではない」という会社の考えや主張は、安心して乗務できる環境を阻む「安全配慮義務違反」です。

**「生産性向上」のもとに労働環境を悪化させる経営姿勢を許しません！  
今後、第三者機関の活用などを含め、会社との議論を進めます！**